

三次市自治活動支援交付金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市は、地域住民自ら地域の課題に対応し、地域活動の実践を通して地域活性化を図り、住民自治のまちづくりを進めていく住民自治組織を支援するため、三次市自治活動支援交付金（以下「交付金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるものとする。

(交付対象団体)

**第2条** この告示において、交付金を交付する対象団体は、別表第1に掲げる住民自治組織（以下「住民自治組織」という。）とする。

(交付対象事業)

**第3条** 交付金は、住民自治組織が実施する次の事業等に必要な経費を交付の対象とする。

- (1) まちづくりビジョンに基づき実施される事業
- (2) 住民自治組織が地域の実情に応じた活動の維持、発展、地域のつながりの強化等をめざし、選択して行う事業（以下「選択事業」という。）
- (3) 住民自治組織の運営
- (4) 市から依頼があった業務

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としないものとする。

- (1) 政治的又は宗教的な活動目的で実施される事業
- (2) 個人又は特定企業の営利目的で実施される事業
- (3) 他の補助金等の交付を受ける事業であって、交付金の充当が適当でないもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(交付金の額)

**第4条** 交付金の額は、交付事業年度（4月1日から翌年の3月31日まで）において、別表第2の規定により算定された額とする。

(交付金の交付申請)

**第5条** 交付金のうち人件費及び運営費（基本事業）に係る交付を受けようとする住民自治組織（以

下「申請者」という。)は、三次市自治活動支援交付金交付申請書(人件費及び運営費(基本事業)) (様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 人件費・運営費収支予算書(様式第2号)
- (2) 事業計画の内容が確認できる書類(総会資料等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 交付金のうち運営費(選択事業)に係る交付を受けようとする申請者は、三次市自治活動支援交付金交付申請書(運営費(選択事業)) (様式第3号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 選択事業計画書(様式第4号)
- (2) 選択事業収支予算書(様式第5号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 交付金のうち運営費(地域共創プロジェクト事業)に係る交付を受けようとする申請者は、三次市自治活動支援交付金交付申請書(地域共創プロジェクト事業) (様式第6号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 地域共創プロジェクト事業計画書(様式第7号)
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(交付金の交付決定)

**第6条** 市長は、前条第1項又は第2項の申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、交付金額を決定し、申請者に対して、三次市自治活動支援交付金交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(交付金の請求)

**第7条** 前条の規定により交付金の交付決定を受けた申請者が交付金の請求をしようとするときは、三次市自治活動支援交付金交付請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付金は概算払による交付ができるものとし、申請者は、三次市自治活動支援交付金概算払請求書(様式第10号)により、その請求を行うものとする。

(交付対象事業の変更)

**第8条** 申請者は、交付対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ三次市自治活動支援交付金変更承認申請書(様式第11号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 選択事業計画書(選択事業を追加する場合)

- (2) 人件費・運営費収支予算書(変更) (様式第12号)
- (3) 選択事業収支予算書(変更) (様式第13号)
- (4) 地域共創プロジェクト事業収支予算書(変更) (様式第14号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の三次市自治活動支援交付金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、交付金額を決定し、三次市自治活動支援交付金変更交付決定通知書(様式第15号)により、申請者へ通知するものとする。

(交付金の繰越し)

**第9条** 申請者は、当該年度における交付金額のうち、運営費(基本事業)の交付額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を限度として、これを翌年度に限り繰り越すことができる。

2 交付金の繰越しの額が前項の規定による限度額を超過する場合は、当該超過額を返還するものとする。

(交付金の積立て)

**第10条** 申請者は、翌年度以降に市長が認める事業を実施しようとする場合において、交付金の一部を積み立てることができる。

2 申請者は、交付金の一部を積み立てようとするときは、三次市自治活動支援交付金積立承認申請書(様式第16号)に積立事業計画書(様式第17号)を添付して市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、三次市自治活動支援交付金積立承認通知書(様式第18号)により、申請者に通知するものとする。

4 積立金の額及び積立期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 積立期間は、承認を受けた日の属する年度から起算して5年以内とする。

(2) 前号の期間内の各年度における積立金の上限額は、当該年度の交付金(運営費(基本事業)及び運営費(選択事業)に限る。)の額に100分の25を乗じて得た額とする。

5 積立金は、承認を受けた事業(以下「積立事業」という。)に要する経費以外に使用することはできない。

6 積立事業の内容を変更又は中止するときは、三次市自治活動支援交付金積立変更・中止承認申請書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。

7 市長は、前項の申請があった場合において、その内容が適当と認めるときは、三次市自治活動支援交付金積立変更・中止承認通知書(様式第20号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

**第11条** 申請者は、事業完了後、速やかに、三次市自治活動支援交付金実績報告書（様式第21号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 人件費・運営費収支決算書（様式第22号）
- (2) 選択事業報告書（様式第23号）
- (3) 選択事業収支決算書（様式第24号）
- (4) 地域共創プロジェクト事業報告書（様式第25号）
- (5) 事業内容が確認できる書類（総会資料、チラシ、写真等）
- (6) 積立状況報告書（様式第26号）（積立金を積み立てている場合）
- (7) 積立事業報告書（様式第27号）（積立事業実施年度）
- (8) その他市長が必要と認める書類  
（交付金額の確定等）

**第12条** 市長は、前条の実績報告書について内容を審査のうえ、交付金額を確定したときは、三次市自治活動支援交付金交付確定通知書（様式第28号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付金額の確定について、必要に応じ現地において検査するものとする。

（決定の取消し及び交付金の返還）

**第13条** 市長は、交付金の交付を受けた申請者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、交付金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 交付金交付の要件に違反した場合
- (2) 不正な手段により交付金を受けた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める行為があった場合

2 市長は、前項の規定により交付金の返還を命じる場合は、三次市自治活動支援交付金交付決定取消通知書（様式29号）により交付金の交付取消しの通知をするものとする。

（関係書類の保管）

**第14条** 申請者は、交付対象事業に関する帳簿及び書類を整備し、当該年度における事業の完了の日から起算して5年（積立事業に関する帳簿及び書類にあっては、当該積立事業の完了の日から起算して5年）の経過した日の属する会計年度の末日まで保管しなければならない。

（その他）

**第15条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(三次市自治活動支援交付金交付要綱の廃止)

2 三次市自治活動支援交付金交付要綱（平成20年三次市告示第35号）は、廃止する。

別表第1（第2条関係）

組織名	組織名
河内まちづくり連合会	田幸地区町内会連合会
三次地区自治会連合会	川西自治連合会
粟屋町づくり協議会	君田自治区連合会
川地連合自治会	布野町まちづくり連合会
清河自治振興会	一般社団法人作木町自治連合会
十日市自治連合会	吉舎町自治振興連合会
酒屋地区自治会連合会	三良坂町自治振興区連絡協議会
八次地区連合自治会	三和町自治連合会
和田自治連合会	甲奴町振興協議会連合会
神杉地区自治会連合会	

別表第2（第4条関係）

内容	交付金額等										
人件費	<p>（基準額）</p> <p>事務局長：200,000円（月額） 賞与2箇月（年額）</p> <p>事務局職員：175,000円（月額） 賞与2箇月（年額）</p> <p>役員手当：会長 20,000円（月額） 副会長10,000円（月額）×2人</p> <p>事務局長、事務局職員の人件費には、時間外手当、通勤手当、社会保険料等を含めて算定することとする。</p> <p>世帯数（毎年度10月1日現在）を基準とし、2,500世帯以上の地区は、事務局職員を2人とする。</p>										
運営費 （基本事業）	<p>（基準額）</p> <p>1 均等割 1住民自治組織につき50万円</p> <p>2 世帯加算 世帯数（毎年度10月1日現在）に1,000円（3,000世帯を超えた場合は、超えた世帯から500円）を乗じて得た額</p>										
運営費 （選択事業）	<p>（基準額）</p> <p>次の事業を行う住民自治組織に対して、選択した事業分を加算する。全ての事業を選択した場合の上限額は1,600,000円とする。交付金額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。選択しない事業がある場合は、該当する事業の基準額を減額する。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 安全・安心なまちづくり事業</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>2 定住・交流促進事業</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>3 自治活動参画促進事業</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>4 次代を担う人材育成事業</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>5 まちの魅力づくり推進事業</td> <td>700,000円</td> </tr> </table>	1 安全・安心なまちづくり事業	100,000円	2 定住・交流促進事業	300,000円	3 自治活動参画促進事業	200,000円	4 次代を担う人材育成事業	300,000円	5 まちの魅力づくり推進事業	700,000円
1 安全・安心なまちづくり事業	100,000円										
2 定住・交流促進事業	300,000円										
3 自治活動参画促進事業	200,000円										
4 次代を担う人材育成事業	300,000円										
5 まちの魅力づくり推進事業	700,000円										
運営費（地域共創プロジェクト事業）	<p>（事業名）</p> <p>地域共創プロジェクト</p> <p>（内容）</p> <p>市内の小学生、中学生、高校生と住民自治組織が連携した地域課題解決に向けた取組に対し支援を行う。</p> <p>課題の発見から解決までの一連の取組として実施する。</p> <p>※一過性の取組は対象外</p> <p>（交付額）</p> <p>上限額：50万円／1地区あたり</p> <p>先着順とし、予算の範囲内で交付することとする。</p>										